

## 令和6年度 遺伝子組換え食品検査結果 適正な表示と安全性を確認しました

令和7年12月10日  
保健医療局

令和6年度、東京都は大豆やとうもろこし加工食品など、141 検体の食品について、遺伝子組換え食品の表示確認や、安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入などについて調査しました。

### <検査結果のポイント>

---

※詳細については別紙参照

#### 1 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（別紙表 1-1、表 1-2、表 1-3）

##### 【農産物及び農産物単純加工品】

「とうもろこし」及び「大豆」について計 7 検体を検査したところ、計 2 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品の遺伝子が検出されました。分別生産流通管理(IP ハンドリング)の確認を行ったところ、全ての検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はありませんでした。

##### 【加工品】

「とうもろこし加工品」及び「大豆加工品」について計 80 検体を検査したところ、計 16 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品の遺伝子が検出されました。分別生産流通管理(IP ハンドリング)の確認を行ったところ、全ての検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はありませんでした。

#### 2 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（別紙表 2-1、表 2-2）

##### 【農水産物及び農産物単純加工品】

「とうもろこし」、「パパイヤ」及び「サケ」について計 6 検体を検査したところ、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子が検出された検体はありませんでした。

##### 【加工品】

「とうもろこし加工品」、「米加工品」及び「サケ加工品」について計 48 検体を検査したところ、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子が検出された検体はありませんでした。

### (参考)

---

#### ・「安全性審査済み遺伝子組換え食品」及び「安全性未審査遺伝子組換え食品」とは

遺伝子組換え食品の安全性は、開発された品種ごとに、消費者庁が食品安全委員会の意見を聴き、総合的に審査しています。令和7年5月9日現在、9 作物 337 品種について販売・流通が認められており、これらを使用した場合には、法律に基づく表示が義務付けられています。なお、安全性が未審査の遺伝子組換え食品は、国内で使用することや販売流通させることはできません。

#### ・遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え食品には、分別生産流通管理実施の有無等に応じ、原則として表示が義務付けられています。

## ・分別生産流通管理(IPハンドリング)とは

生産・流通・加工の各段階で、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物の混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されている流通管理のことです。

※平成 31 年4月 25 日に、遺伝子組換え表示制度に関する食品表示基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、令和5年4月1日から遺伝子組換えに関する新たな任意表示制度が施行されました。新たな表示制度では大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工品について分別生産流通管理により「遺伝子組換えの混入がないと認められる」場合と「意図せざる混入を 5%以下に抑えている」場合で表示方法が異なります。「遺伝子組換えの混入がないと認められる」場合は「遺伝子組換えでない」「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。また、「意図せざる混入を 5%以下に抑えている」場合は「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」や「大豆は、遺伝子組換えのものと分けて管理したものを使用しています」等、適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。

## <概要>

### 1 立入施設

食品製造施設、スーパー、デパート等

### 2 実施機関

東京都健康安全研究センター広域監視部、東京都市場衛生検査所、都保健所（特別区、八王子市及び町田市を除く）

### 3 検査機関

東京都健康安全研究センター食品化学部

### 4 実施期間

令和6年4月から令和7年3月まで

### 5 内容

#### (1) 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の有無又は含有量の検査

とうもろこし、大豆及びそれらの加工品を対象として、安全性審査済みの遺伝子組換え食品の遺伝子の有無又は含有量を検査し、表示が適正に行われているかどうかを確認した。

<検査対象遺伝子>（安全性審査済み）

- ・とうもろこし（穀粒）：P35S、GA21、MIR604、MIR162 の合算
- ・とうもろこし（粉砕加工品）及びとうもろこし加工品：P35S、TNOS
- ・大豆：RRS、LLS、RRS2 の合算
- ・大豆加工品：RRS2、P35S

#### (2) 安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入の有無の確認検査

とうもろこし及びその加工品、米加工品、パパイヤ、バレイショ加工品、サケ及びサケ加工品を対象として、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子の有無を検査した。

<検査対象遺伝子>（安全性未審査）

- ・とうもろこし及びとうもろこし加工品：Bt10、スターリンク（CBH351）、
- ・米加工品：63Bt、NNBt、CpTI
- ・パパイヤ：PRSV-YK、PRSV-SC、PRSV-HN
- ・バレイショ加工品：F10、J3
- ・サケ及びサケ加工品：AquAdvantage

### 6 検査結果

#### (1) 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（表 1-1、表 1-2、表 1-3）

農産物及び農産物単純加工品について、とうもろこし及び大豆計 7 検体の検査を実施したところ、計 2 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品の遺伝子が検出され、分別生産流通管理（IP ハンドリング）の確認を行ったところ、全ての検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。

加工品について、とうもろこし加工品及び大豆計 80 検体のうち 16 検体から、安全性審査済みの遺伝子組換え食品の遺伝子を検出した。これらの検体について IP ハンドリングの確認を行ったところ、全ての検体について適切に実施されており、表示違反となる食品はなかった。

#### (2) 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（表 2-1、表 2-2）

農水産物及び農産物単純加工品について、とうもろこし 2 検体、パパイヤ 3 検体及びサケ 1 検

体、加工品について、とうもろこし加工品 40 検体、米加工品 7 検体及びサケ加工品 1 検体の検査を実施したが、安全性未審査の遺伝子組換え食品の遺伝子は検出されなかった。

表1-1 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（農産物）

対象品目	検体数	検査結果			
		検出せず	5%未満 検出	5%以上検 出	検査不能※
とうもろこし とうもろこし（穀粒）	0				
大豆 大豆	5	4	1		
合計	5	4	1	0	0

表1-2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量の検査（農産物単純加工品）

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出	検査不能※
とうもろこし とうもろこし（粉砕加工品）	2	1	1	
合計	2	1	1	

表1-3 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の有無の検査（加工品）

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出	検査不能※
とうもろこし 加工品	スナック菓子	5	2	3
	スイートコーン	26	25	1
	コーンスープ	9	9	
	その他のとうもろこし加工品	0		
	小計	40	36	4
大豆 加工品	豆腐	9	7	2
	豆乳類	11	3	8
	大豆水煮	2	2	
	きな粉	10	10	
	その他の大豆加工品	8	6	2
小計	40	28	12	0
合計	80	64	16	0

表2-1 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（農水産物及び農産物単純加工品）

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出	検査不能 <sup>※</sup>
とうもろこし（穀粒）	0	0		
とうもろこし とうもろこし（粉碎加工品）	2	2		
小計	2	2	0	0
パパイア パパイア	3	3		
サケ サケ	1	1		
合計	6	6	0	0

表2-2 安全性未審査の遺伝子組換え食品の有無の確認検査（加工品）

対象品目	検体数	検査結果		
		検出せず	検出	検査不能 <sup>※</sup>
スナック菓子	5	5		
とうもろこし	26	26		
加工品	9	9		
コーンスープ	9	9		
その他のとうもろこし加工品	0	0		
小計	40	40	0	0
米粉	1	1		
米加工品	6	6		
その他の米加工品	6	6		
小計	7	7	0	0
バレイショ	0	0		
加工品	0	0		
フライドポテト	0	0		
小計	0	0	0	0
ふりかけ	1	1		
サケ加工	0	0		
品	0	0		
いくら醤油漬	0	0		
その他のサケ加工品	0	0		
小計	1	1	0	0
合計	48	48	0	0

※ 加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により、検査不能だった検体